

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2023年度)

様式

作成日 2023/10/17

最終更新日 2023/10/17

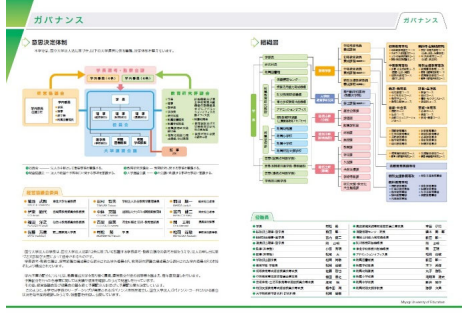
記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2023/5/1
国立大学法人名		国立大学法人宮城教育大学
法人の長の氏名		村松 隆
問い合わせ先		経営企画課 経営企画係 (022-214-3453、keieikikaku@grp.miyakyo-u.ac.jp)
URL		https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/governance-code/index.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【意見】 令和5年7月13日に開催した経営協議会において審議し、承認され、特段の意見はなかった。</p>
監事による確認		<p>【確認の方法】 「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況に関する報告書」のすべての項目について、役員会においてその適合状況の説明を受け、内容を確認した。また、この報告書が学内会議や経営協議会での審議を経るなど、適切な方法により作成されたものであることも確認した。</p> <p>【意見】 ガバナンス・コードの各原則については実施しているものと認められる。なお、一部対応が不十分と思われる項目及び方針等改正が必要な項目は、それぞれ、現在、見直しが進行情中及び審議中であり、今後の対応状況を注視していく。</p>
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		<p>本学の第4期中期計画以降の具体的な将来ビジョンとして、「宮城教育大学第4期中期目標・中期計画期間以降の将来像」（平成31年3月策定）及び第4期中期目標の前文を掲げているところです。この中では、以下のとおり、目指す基本的な「大学のかたち」の実現により、宮城県をはじめとする東北地方各地域で教員養成の中核的機能を果たすことを目指しています。</p> <p>〔目指す基本的な「大学のかたち」〕</p> <p>学術研究、文化、国際交流及び経済等の諸機能が集積する仙台市を拠点に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育学部での小学校教員養成を軸とした教員養成の実施 ・教育学部での中学校の10教科、5つの特別支援教育領域の教員養成体制の維持による分野領域横断的な教育研究、複数免許取得等を可能とする教員養成の実施 ・教職大学院において高度専門職業人としての教員養成機能を発揮 <p>等により、広く教職を目指す学生が交流し、高い意欲と優れた力を持つSociety 5.0時代に対応した教員を各地域に輩出する大学を目指す。</p> <p>これらのビジョン実現を目指して、第3期中期計画期間内においては、大学入試、教育学部及び教職大学院の教育研究実施組織や教育課程、教員所属組織、学内資金配分、地域の教育関係者等との共創体制や取組、施設設備整備等の全般にわたっての改革変更、整備を行いました。現在、第4期中期計画に各取組及びそれらの評価指標を掲げ、学内各組織において、大学経営や令和3年度教職大学院改組、令和4年度教育学部改組等による教育研究等の円滑な実施、成果の現出に務めております。</p> <p>また、東北地方各地域の教育関係者の意見等を反映させながら改革変更後の教育研究の推進を図るために宮城県教育関係者から成る教育連携会議での意見等聴取、東北地方各県教育委員会を個別訪問しての本学の状況の説明、意見等聴取を行っています。</p> <p>これらの詳細については下記の本学公式ウェブサイトをご覧ください。</p> <p>≪ 参考 ≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概要・統合報告書「ビジョン」 <p>https://www.miyakyo-u.ac.jp/pr-activities/pr-download/index.html#publish3</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>原則 1 - 1 に掲げるビジョンの実現に向けて、現在、第 4 期中期計画を推進しています。</p> <p>この進捗状況の確認や検証は、当該計画の項目ごとに所掌する組織を明確化し、必要に応じて総務担当理事による担当組織、担当課へのヒアリングを実施して、自己点検、評価、指導助言等を行うことで、それを反映させた次年度の取組を計画、実施しています。</p> <p>ビジョン実現に向けての中期計画の進捗状況、外部評価としての教職大学院認証評価や大学機関別認証評価の受審での自己評価書や評価結果は本学公式ウェブサイトに掲載して公表しています。</p> <p>≪参考≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学公式ウェブサイト「中期目標・中期計画等」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/medium-term/index.html ・本学公式ウェブサイト「業務に関する情報」 ・ https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/organizational-evaluation/index.html
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>法人の中核として重要事項を審議する役員会、経営や予算執行に関する事項を審議する経営協議会、教育研究に関する事項を審議する教育研究評議会を設置しているほか、これらの会議に附議する事項を事前に審議する場として、大学運営会議を設置しています。</p> <p>また、学長選考・監察会議は、経営協議会構成員から選出された学外委員4名、教育研究評議会構成員から選出された学内委員4名の計8名により構成されています。</p> <p>学内予算の配分については、教員養成大学を取り巻く環境、運営費交付金の推移等を踏まえ、毎年度見直しを行うとともに、予算配分を行った各事業に関しては実績や成果を確認したうえで見直しを行っています。その後、経営協議会及び役員会の議を経て予算配分方針並びに予算配分案が決定されており、学長のリーダーシップが発揮されるガバナンス体制が確立されています。</p> <p>≪参考≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要・統合報告書「ガバナンス」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/pr-activities/pr-download/index.html#publish3 

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>本学中期計画の人事に関する計画において、教員人事会議で決定した「教員採用の基本方針」に基づき、多様性、男女共同参画、年代バランスが保たれるように、現行の人事諸制度を活用して、教員養成系大学として求められる教員像に合致した教員の確保に取り組むという人事方針を公表しています。</p> <p>またこの計画に基づき、テニュアトラック制度を活用した若手教員（40歳未満）の採用や事務職員の新卒者採用等を行い、適切な年齢構成の実現に努めるとともに、年代構成の目標について本学公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>性別の観点からは、本学における男女共同の基本理念・基本方針を明示し、女性教員・管理職の登用目標等について本学公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>また教員採用段階においても、公募要項に「宮城教育大学は男女共同参画を推進しており、男女共同参画社会基本法の精神に則り、選考を適正に行う」ことを明記することが、教員公募要項のガイドラインである「教員選考における教育上の業績評価について」により定められています。</p> <p>障がいの有無の観点からは、職員採用にあたっての方針等に障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を満たす雇用増に取り組むことを明記するとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき制定した「国立大学法人宮城教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」により、障がい者差別の解消や、社会的障壁の除去に取り組んでいます。</p> <p>≪抜粋≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教員選考における教育上の業績評価について」より <p>(6) その他の項目に次の事項を掲載する。</p> <p>「宮城教育大学は男女共同参画を推進しています。また、男女共同参画社会基本法の精神に則り、選考を適正に行います。」</p> <p>≪参考≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人宮城教育大学 第4期中期目標・中期計画 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/medium-term/index.html ・本学公式ウェブサイト「教員採用の基本方針及び採用実績」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/governance-code/index.html ・本学公式ウェブサイト「年代構成の目標」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/university-efforts/age-composition-goals/index.html ・本学公式ウェブサイト「男女共同参画」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/university-efforts/gender-equality/index.html ・本学公式ウェブサイト「障害を理由とする差別解消の推進」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/university-efforts/elimination-of-discrimination/index.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>第4期中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画を下記のとおり策定しています。</p> <p>収入の7割近くは国からの国立大学運営費交付金に依存するものとなっています。国民の皆様の納税に対する期待に応えられるよう、本学が掲げるビジョンを実現し、東北地方における教員養成機能の拠点として機能するための支出により最大の成果を現出できるように努めるとともに、第4期中期計画期間中の主要課題である収入面での多元化に向けて、「宮城教育大学の第4期中期計画達成に向けた資金確保及び財源多元化の基本方針」（令和4年10月7日役員会決定）を踏まえて、国立大学運営費交付金や学生納付金以外の収入の割合を増加させていくこととしています。</p> <p>《参考》 ・本学公式ウェブサイト 第4期中期目標・中期計画 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/medium-term/index.html#term4 20ページから26ページをご覧ください。</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>財務諸表、事業報告書、決算報告書等の財務情報を本学公式ウェブサイトに公表しています。また、本学の財務状況等についてまとめた概要・統合報告書を年1回発行しています。</p> <p>《参考》 ・本学公式ウェブサイト「組織・業務・財務及び評価・監査の情報」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/organizational-evaluation/index.html ・概要・統合報告書「決算レポート」 ・概要・統合報告書「教育研究成果・実績」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/pr-activities/pr-download/index.html#publish3</p>
<p>補充原則 1 - 4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>教員のうち、教授となった者には学内の多様な役職経験を計画的に積ませることにより、法人経営を担う人材を育成しています。これにより、将来的に学長・理事となりうる資質を高めた人材を学内に一定数確保し、執行部の円滑な交代が可能となるようにします。</p> <p>職員は、国立大学法人宮城教育大学経営人材育成方針を踏まえて法人経営を教職協働により担う人材を育成していきます。</p> <p>《参考》 ・国立大学法人宮城教育大学経営人材育成、確保方針 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/governance-code/index.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>理事の責務・権限については国立大学法人宮城教育大学基本規則に明記しており、本学公式ウェブサイトを用いて公表しています。</p> <p>副学長等の責務・権限については国立大学法人宮城教育大学役員及び副学長に関する規程に明記しており、本学公式ウェブサイトを用いて公表しています。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人宮城教育大学基本規則 https://drive.google.com/file/d/1SYE6p13EiFadZq6ksIS7GKasgiJuF0VI/view 国立大学法人宮城教育大学役員及び副学長に関する規程 https://drive.google.com/file/d/1EXMpeSyWmEVdyEbAV3J-nhPHE3itIGJI/view
原則 2-2-1 役員会の議事録		<p>国立大学法人宮城教育大学役員会規程を定め、国立大学法人法に定められた事項のほか、学内の重要事項について審議を行っています。毎月（8月を除く）定例的に開催するほか、必要に応じて臨時開催するなど、適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事要録について公表を行っています。</p> <p>経営協議会及び教育研究評議会において審議する内容については、大学運営会議を事前に開催して十分な準備をするとともに、大学運営会議後に役員会を開催する形にすることで十分な検討・討議が可能となっています。</p> <p>役員会議事録を本学公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本学公式ウェブサイト「会議報告」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/outline/meeting-report/index.html
原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		<p>教員養成大学ならではの強みや特色づくり、教育研究の持続的な発展に向けて、多様な発想や知見や経験が活用され、地域の教育ニーズを踏まえた大学経営や教育研究が推進されるように、役員については、本学以外の教育機関や教育行政の職務に携わった経験を持つ者を理事として配置して経営の根幹を担っています。法人経営全体としては、事務局管理職員の他大学からの出向者の確保、教育研究活動面では、県内教育委員会との人事交流により現職教員の実務家教員や附属学校園長としての登用や学生の教員就職支援に携わる就職支援アドバイザーとして学校現場経験豊富な者の配置を行っています。</p> <p>教員養成単科大学として外部の経験を有する人材を求めるに際しての観点等については本年10月に策定、公表したところであり、登用状況は公表していくこととしています。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人宮城教育大学経営人材育成、確保方針 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/governance-code/index.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>「経営協議会委員（学外委員）の選考方針」として次のように策定し、本学公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>(1) 教育や教員養成に深い知見・実践経験を有する者、自治体の教育関係者、企業経営に知見・経験を有する者や産業界関係者、国立大学の経営に知見・経験を有する者、報道関係者等の多様な関係者から幅広い意見等を聴取できるように選考する。</p> <p>(2) 全国的な視野、地域の期待からの意見等を的確に把握できるように選考する。</p> <p>(3) これまでの在任期間を考慮して、新たな視点からの意見等を把握できるように選考する。</p> <p>外部委員は教育関係者3名、産業界関係者2名、自治体関係者2名により構成しており、多様な関係者の意見を法人経営に反映する仕組みとなっています。</p> <p>運営方法の工夫について、本年度、委員の意見等も聴取のうえで、開催時期、会議の議事進行（外部委員の意見等の述べる時間の割合等）、開催方法（オンラインの常用化等）、資料の内容・作成上の工夫、資料の事前送付時期等についてあらためて見直しを図ることとしています。</p> <p>《参考》 ・本学公式ウェブサイト「経営協議会」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/outline/management-council/index.html</p>
<p>補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長選考・監察会議では、本学のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準（『国立大学法人宮城教育大学学長選考基準』）を定め、公募にあたりその基準を明示することで、広く学内外から法人の長として相応しい人物を求めています。</p> <p>また、この基準に則り主体的かつ適性な選考を行い、その結果、過程及び選考理由を以下本学公式ウェブサイト等により公表しています。</p> <p>《参考》 ・本学公式ウェブサイト「学長選考・監察会議」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/outline/meeting-report/inspection-meeting/index.html</p>
<p>補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長選考・監察会議では、学長の法人の長としての職責に鑑み、再任については可とするものの、再任された場合の任期については2年と制限する旨を『国立大学法人宮城教育大学学長選考等規程』により規定し、在職期間の長期化による弊害を排除するよう配慮しています。また、本規程を改正する場合には学長選考・監察会議の議を経なければならないこととしています。</p> <p>『国立大学法人宮城教育大学学長選考等規程』は、本学公式ウェブサイトにより公表しています。</p> <p>《参考：全文》 ・国立大学法人宮城教育大学学長選考等規程 https://drive.google.com/file/d/1nmX7sUgY90mnN39pTfn5jpx_ucT90TK8/view</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>学長の解任の申出やその決定の手続きについて「国立大学法人宮城教育大学学長選考等規程」定めており（概要は以下のとおり）、本学公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>〔本法人の学長の解任の申出やその決定の手続きの概要〕</p> <p>□学長選考・監察会議が文部科学大臣に対して学長解任の申出を行うとき（規程第15条）</p> <p>①心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>②職務上の義務違反があるとき。</p> <p>③職務の遂行が適当でないため、業績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でないとき。</p> <p>④その他学長たるに適しないと認められるとき。</p> <p>□学長選考・監察会議での学長解任の申出の決定の手続（規程第16条）</p> <p>①学長選考・監察会議において、以下の一）から三）の者から、上記の要件のいずれかに該当するものとして学長解任の要求があった場合又は学長選考・監察会議において該当するおそれがあると認めた場合に、解任申出等に十分な理由があるか否かを審査する。</p> <p>一）監事(非常勤を含む。)の過半数の者</p> <p>二）経営協議会委員の過半数の者</p> <p>三）学内の専任の教員等の3分の1以上の者</p> <p>②審査を行うに際して、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与える。</p> <p>③審査を行うに当たって経営協議会及び教育研究評議会から意見を求めることができる。</p> <p>④審査の結果、上記の要件のいずれかに該当すると認めた場合に、文部科学大臣に対する学長解任の申出の決定を行う。この場合、委員8人中の5人以上の賛成で決することができる。</p> <p>≪参考：全文≫</p> <p>・国立大学法人宮城教育大学学長選考等規程</p> <p>https://drive.google.com/file/d/1nmX7sUgY90mnN39pTfn5jpx_ucT90TK8/view</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長選考・監察会議は、毎年度、法人の長としての学長の当該年度における業務執行状況について確認し、評価を行っています。現状は経営協議会や教育研究評議会の資料などを参考に、種々の取組や成果などを書面で確認する方法となっておりますが、評価の在り方については今後学長選考・監察会議内で議論し、更なる改善に取り組むこととしています。</p> <p>業務執行状況の確認、評価結果については、学長に提示し今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、下記のとおり本学公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>《参考》 ・本学公式ウェブサイト「国立大学法人宮城教育大学学長の業務執行状況の確認について」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/outline/meeting-report/inspection-meeting/index.html</p>
<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>学長選考・監察会議の委員は、経営協議会から学外者 4 名を審議のうえ互選により、教育研究評議会から学内者 4 名を投票より選出しています。委員の選出にあたり、学外的視点に基づく知識・経験等を有する学外委員の参画により中立性・公平性を担保するとともに、本学のミッションやビジョン等の実現を主導する学内委員を選出することにより適切な学長の選考等を行っています。</p> <p>《参考》 ・国立大学法人宮城教育大学学長選考・監察会議委員 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/outline/meeting-report/inspection-meeting/index.html</p>
<p>原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>大学総括理事は置いていません。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>学長を最高責任者、理事を統括責任者、部局長を推進責任者とした内部統制の仕組みを構築しており、内部統制委員会において継続的に見直しを図っています。</p> <p>また、内部統制が有効に機能していることを監視し、及び継続的に評価するために、各業務における役員・職員の自己点検、相互牽制及び承認手続き等による日常的モニタリングを行うほか、監事監査、内部監査による独立的評価でのモニタリングを実施しています。</p> <p>学内外の状況を踏まえて以下の策定、改正等により内部統制の仕組み等の見直しに務めています。</p> <p>◇国の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改定)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)に基づいて、本法人における公的研究費の適正な管理並びに公正な研究活動の推進に関する事項及び研究活動における不正行為に起因する問題が生じた場合における通報、調査及び措置等に関する事項を定める「国立大学法人宮城教育大学における公的研究費の適正管理及び公正な研究活動の推進に関する規程」(令和4年12月16日)の制定</p> <p>◇国立大学法人宮城教育大学における公的研究費不正使用防止計画(令和5年2月17日学長裁定)の策定、国立大学法人宮城教育大学における公的研究費の適正な使用に関する行動規範(令和5年2月17日学長裁定)の策定</p> <p>◇国立大学法人宮城教育大学ハラスメントの防止等に関する規程改正、国立大学法人宮城教育大学ハラスメントに関する相談員の選出及び苦情相談への対応の指針の改正、国立大学法人宮城教育大学ハラスメントに関して職員が認識すべき事項についての指針の改正(令和5年2月17日)</p> <p>◇国立大学法人宮城教育大学における懲戒処分の公表の取扱いの改正(令和5年6月16日)</p> <p>◇国立大学法人宮城教育大学公益通報者保護規程の改正(令和5年3月17日)による公益通報に係る外部通報窓口の設置</p> <p>教育・研究・社会貢献活動の質的向上を図り、大学運営全般の改善に資するとともに、本学の諸活動を活性化させ、本学の基本理念に沿った目標を達成し、社会の要請に応えることを目的として実施する大学評価(自己点検・評価、外部評価、教員の教育研究活動状況調査、授業評価)の基本方針として「国立大学法人宮城教育大学点検・評価の基本方針」を定めており、点検・評価の全学的な組織を示す機構図(運用体制)を明示しています。また、当基本方針と機構図(運用体制)は本学公式ウェブサイトにおいて公表しています。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人宮城教育大学内部統制規程 https://drive.google.com/file/d/1EFIB8HY3D3wNWnCUE-L0r1hoL6_-vKDL/view ・本学公式ウェブサイト「組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/organizational-evaluation/index.html ・本学公式ウェブサイト「公益通報者保護制度」 https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/whistleblowerpolicy/index.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>本学公式ウェブサイトにおける情報の公表を中心に、特に法人経営及び教育・研究・社会貢献活動等については、概要・統合報告書に集約・整理し、公表しています。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学公式ウェブサイト「概要・統合報告書」 <p>https://www.miyakyo-u.ac.jp/pr-activities/pr-download/index.html#publish3</p>
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p>本学公式ウェブサイトを中心として各種の情報を発信しつつ、法人経営や教育・研究・社会貢献活動については概要・統合報告書に集約し、一方で高校生、保護者、教育関係者に向けた本学の学部及び大学院教育に重点を置いた内容については、大学（院）案内に集約し、冊子体で配布する形もとって公表しています。</p> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学公式ウェブサイト「概要・統合報告書」 ・本学公式ウェブサイト「大学案内」「教職大学院案内」 <p>https://www.miyakyo-u.ac.jp/pr-activities/pr-download/index.html</p>
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報を示す情報		<ul style="list-style-type: none"> ・在学生を対象とした「学生生活実態調査」を毎年度実施し、結果を学内限定で公表しています。 ・前年度卒業生の進路状況については本学公式ウェブサイト、各種広報物で公表しています。 ・新入生アンケート、各年次の学生アンケートの結果を分析すると、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に定める力（「広い視野と高度な専門性を具え、実践的な指導力を身につけた教師」「強い使命感と責任感を持ち、豊かな人間力を具えた教師」）が身に付いていると感じている学生は学年が進行するにしたがって多くなる傾向が見られました。また、卒業生アンケートの結果では、9割以上の学生が、本学での学生生活に満足していることが分かりました。 ・令和4年度にアドミッションオフィスが実施した本学の学部又は大学院を卒業（修了）して1～3年目となる者が常勤教員として勤務する学校の長へのアンケート結果では、本学卒業生の勤務状況に対する満足度（肯定的な評価）は、学部卒業生については93.5%、大学院修了者（ストマス学生）については68.0%、大学院修了者（現職教員学生）は100%でした。これらの結果は本学の教育のさらなる改善にいかしていきます。 <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学公式ウェブサイト「就職状況」 <p>https://www.miyakyo-u.ac.jp/campuslife/employment-career-support/employment-status/index.html</p>
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学公式ウェブサイト「組織、業務、財務及び評価・監査の情報」 <p>https://www.miyakyo-u.ac.jp/about/information-disclosure/organizational-evaluation/index.html</p>